

# な か ま

## 福岡県知的障害者施設家族会連合会 会報

発行  
福岡県知的障害者  
施設家族会連合会  
(略称：福施連)

編集  
広報委員会

〒812-0854  
福岡市博多区東月隈  
3-1-4-106  
☎/FAX (092) 503-0579

### 八女市議会で請願採択

久留米市議会は審議未了  
四年度に再度取り組み

令和3年度から久留米市・八女市  
請願活動の取り組みを進めていまし  
たが、10月5日に紹介議員の公明  
党議員から送られた請願文確認書を  
送付して、八女市議会への事務手続  
きは終了しました。

12月13日、議会事務局からの  
連絡で委員会での請願文の説明に八  
木・庄山・田中(敬称略)の3名が  
出席し、請願理由も述べ、複数の質  
問も受けました。

当日は「3月までの議会開催中に  
審議し結論を出す予定」とのことで  
閉会されました。

その後、聞くところによれば八女  
市内の「蓮の実団地・蓮の実園」を  
二回も訪問調査された熱心な議員が  
おられたそうで、施設利用の知的障  
害者へ理解を深めて頂いたのではな  
いかと推察されます。

翌年2月22日、福施連提出の「全  
施連統一請願書」は柳川市に続いて

全会一致で採択されました。  
請願書は衆参両議院議長・内閣総  
理大臣・厚生労働大臣・財務大臣へ  
即日送付されたそうです。

知的障害者支援施設が存在してい  
る市議会・町議会での請願採択活動  
は、その必要性があり地域の知的障  
害者への理解が進む効果も感じられ  
ました。

### 請願文改訂中です (決定文後日配布)

全施連統一請願4項目を福岡県  
下三番目の都市でもある久留米市議  
会にて令和3年度の採択を大きな目  
標にしていきましたが、コロナ感染問  
題もあって市議会派の2グループと  
の意見交換が実行出来ず、了解が得  
られずに今年度会期の時間切れとな  
りました。  
4年度の活動課題となります。

福岡県の家族会連合会が十数年前  
から始めた県内各市議会に求めた政  
府関係機関に届ける請願文を基に、  
その後始まったPT会議で整理さ  
れ、大分大会で全施連統一請願文が  
出来たいきさつがあります。

しかし、請願活動は全組織に広が  
らず、今や全施連の在り方の大きな  
課題となっています。

福施連では5市議会の採択を得  
ていますが、請願内容を全会員に  
熟知して頂くために本紙4面に  
「請願4項目全文とその理由書」  
を記載しました。

但し、記載した内容は現在討議  
中の改定案ですが、基本的主旨は  
動きませんので不透明点にご意見を  
お寄せ下さい。

# 北九州市福祉課と

## 意見交換しました

令和4年3月25日(金) 14時からウエル戸畑83会議室において、北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課と意見交換会を行いました。

4点について和やかに質疑応答を行いました。

三好課長の回答は1、市内で4ヶ所県全体は不明 2、家族会の参加は望

### 施設保護者会紹介

#### 第二赤坂園

市からは三好課長・重吉係長・宮崎職員が出席され、福祉連から八木会長・奥副会長・田中副委員長ほか第二田川学園と周防学園家族会役員各2名で、計4施設6名が参加しました。(北九州市は請願採択済み) 提出した要望書

第二赤坂園は八女郡広川町に昭和54年5月に開設され、同じ敷地内に赤坂園や発達障がい者支援センターなどがあります。

毎月、月初め「第二赤坂園通信」と、月の行事予定表が届き利用者の生活面や健康状態が分かります。

総会や保護者会は、施設の行事開催日に合わせて計画し、定期的に施設と意見交換を行っています。利用者により良い生活が出来る施設作りをめざし活動しています。

現在、施設の建て替え中で住居棟

- 1 北九州市・福岡県内のコロナ肺炎クラスター発生施設数について
- 2 4月から始まる「虐待防止委員会」に家族会が参加できるのか
- 3 特養ホーム併設施設の利用者が高齢を理由に移動させないよう指導の要望
- 4 グループホームを有期利用制度に改変するニュースは事実かの

ましいが義務ではない 3、その件は聞かないが、今後起こらぬよう指導する。4、有期利用の議論は厚生労働省で始まっている。支援の成果を挙げて就労参加を図る目的のようだ。

第1回理事会と学習会を11月21日 16施設30名の参加者で開催。会長から、直近情勢・経過報告の説明、その後質疑応答、学習会ではコロナ禍対策、ワクチン接種状況の報告、家族会(保護者会)の運営方法、在り方等意見交換しました。

## 理事会説明

3月27日予定の理事会は参加者が少ないと予想されたので中止、議案書は書面報告となりました。今後の活動方針を期待して頂き、全施設・福祉連がなぜ必要かを考えてください。

は今年9月に完成予定、半分の利用者が先に入居し、残りの利用者は管理棟の完成を待つて入居の予定です。利用者も保護者も、完成を心待ちにしております。



桜の前で仲良く

### 計 報

福祉連設立以来一昨年まで十四年間研修委員長として活躍された横澤直樹氏が逝去されました。奥様も亡くされていたのでご遺族は娘さん二人とこすもす園利用者の息子さんの三人だそうです。謹んでご冥福をお祈り致します。

### 親の目から

玄海学園

税田 千佳子

私の娘は3月で47才になりました。知的障害で単語しか言えず、幼い頃は多動で目が離せなくて、毎日探し回る日々でした。

学校では少人数学級で過ごし、卒業後は通所施設を利用していました。が、平成5年の春50名定員の玄海学園が出来ましたので入所させました。

入所できた喜びと淋しさと心配が重なり複雑な思いで親としては涙の入所でした。土・日はドライブを楽しみながら毎週面会に行きました。

我が子の行く末を考えての施設入所利用でしたが、今年で30年目を迎えます。

現在ではすっかり落ち着き、会話も出来るようになり、支援員の方々と一緒に掃除や洗濯も出来るようになり、毎日を頑張っています。

自由な時間には、折紙やアイロン

ビーズなども作り、仲良しの友達も出来て楽しく学園生活を送っており、親として娘の成長を嬉しく思っています。

学園では毎月家族会の役員会があり、職員の方々の意見交換を大切にしておりませんが、やはり心配なのは親の高齢化と親なき後の行く末です。

障害をもつ子の親の気持ちは皆同じだと思えます。施設の共同生活でも安心・安全・快適な暮らしが送れるよう、私達ももっと力を入れて我が子達を支えていきたいと心から願っています。

### きょうだいの目から

周防学園

衛 藤 勇

私の弟は若い頃から春になるとちよつとしたことで家・学園を飛びだし放浪する癖があり、その都度関西・関東方面で保護されたりして、家族に心配をかけていました。

父は早くに亡くなり母も悲しそう

### 編集後記

毎朝新聞を手にとるとまずウクライナの戦争をロシアが止めていないのかと目を凝らし、次に見るのはコロナ感染者人数の確認だ。

高齢者施設も障害者施設もクラスターは起きています。だから今年は花見遠足もないと聞いている。親きょうだいの面会も制限され、利用者の皆さんの淋しさを思えば家族も切なくなる。

クラスター発生におびえながら支援度の高い利用者の日常を支える職員の皆様の仕事もさぞかしご苦労の連続かと拝察し、このことも私達は胸痛む思いの日々でもある。

一日も早くコロナの終息を願い共に努力するしかないのだろうか。

川 柳

Y・T

- 観る人の 姿なくとも 花は咲く
- ピクニック コロナの春は中止され
- コロナいや 戦も嫌ですわたし達
- 諦めない 共生ホームに夢かける

## 各市議会への

## 請願四項目と請願理由

## 請願文

## 理由書

一 知的障害者が生涯を通じ24時間切れ目ない、安心して快適に暮らせる住居とする入所施設に改革し、グループホームも同じく利用者の住居とし、必要に応じられる施設数と暮らしの質を充実すること。

二 必要な支援の制限に繋がる現行の障害支援区分を廃止し、利用者一人ひとりに応じた支援が受けられる仕組みに改善すること。

三 利用者が安心して継続的な支援が受けられるよう職員数を増やし、処遇改善を行い、職員研修制度を義務化すること。

四 国及び地方公共団体は、知的障害者への障害福祉サービスを提供する義務を負うこと。尚、障害福祉サービス契約上のトラブルには利用者側の声を重視すること。

一 知的障害者は障害の状況を問わず、毎日の暮らしが24時間切れ目ない支援と見守りがなければ、一人では生きづらい特性を持っています。自立支援法によって施設の事業形態は昼夜分離となり、利用者の生活支援がもつとも必要な朝夕の時間帯給与計算が日中活動の3分の1になっていきます。

このような不合理な制度は、施設利用者の人権を損なうことにもなり、現実には昼夜一体的な運営をせざるを得ない障害者支援施設に対して、利用者に必要な支援が可能な職員配置基準に改めるべきです。

また、入所施設こそ、利用者が家族の支援力を失っても生涯を通じた「終の棲家」とする制度に改め、地域福祉の拠点である社会福祉資源として位置づけられるべきです。グループホームも同様に位置づけ、行政機関の積極的な指導と援助が必要で

す。

二 障害福祉サービスの必要性を明らかにするための「程度区分」は、介護保険との一体化を前提として作成されていたため、以前から見直しが指摘されていたながら、障害者の「支援区分」として現在も実施されています。

しかし知的障害者の特性として「程度区分」が低くても、多くの支援を必要とする利用者が少なからず存在しています。一人ひとりの特性に沿った支援が受けられる仕組みに変えるべきです。

三 障害者福祉サービスの日額制は利用者その日によって日中活動の場を選べる利点があると言われていますが、結果的には事業者の不安定な経営状態と煩雑な事務量の増加を招き、支援の質と量の低下につながっています。

恒常的に必要な経費は月額制とし、職員報酬額も全国的給与水準ま

で引き上げ、支援技術向上の研修の義務化によって虐待やネグレクト発生を防ぐべきです。

四 司法例では多くの知的障害者には契約能力がないと判断されているのに、自立支援法発足以来、障害福祉サービスの利用契約が知的障害者と業者間で行われています。このような仕組みでは両者間トラブルや支援の在り方などに問題が起きて、国・地方公共団体の公的責任が明確ではないばかりか、利用者は行き場を失う懸念があります。

知的障害者の福祉サービス利用者については当事者（障害者本人・その家族）の意思決定を国・地方公共団体が責任を持って保障すべきです。

